

社会福祉法人ライフサポート協会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ライフサポート協会(以下「法人」という)定款第九条及び第二十三条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等(理事長及び常務理事)については、報酬、及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
 - 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
 - 3 在職中、特に功績顕著と認められる役員に対しては、法人の業績や財務状況を鑑みた上で、理事会の決議を経て理事長が決定し、功労金を支給することがある。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表一に定める額
- (2) 退職手当については、別表二に定める計算方法により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第十八条の規定に準ずる額

※常勤役員等の勤務条件については「正職員就業規則」に準ずる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表三に定める額
- (2) 交通費については、公共交通機関による実費額
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張したときは、「出張業務及び旅費規程」に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については毎月の職員給与規定第三条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後三ヶ月以内に支給する。
 - 2 非常勤役員等に対する報酬及び交通費は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第二項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に一円未満の端数が生じた際には、次の通り端数処理を行う。

- (1) 五十銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 五十銭以上一円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017年4月1日より役員規程から内容継承のうえ施行する。

別表 1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の月額	年俸
理事長(短時間)	月額 30 万円	360 万円
常務理事	月額 60 万円	720 万円

別表 2(常勤役員等の退職金算定方法)

<p>各年度末に月額1ヶ月分の退職金を積立て、退職時までの累計総額を支給する ※年度途中の退任等については月額に、当該年度内の勤務月割合を掛けて算出する。</p>
--

別表 3(非常勤役員等の報酬)

	日額
評議員会・理事会・監事監査等会議への出席	3,000円
上記の他、法人及び施設事業のための出勤	3,000円